

平成 30 年 第 8 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年8月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時
平成30年8月24日（金） 午前10時00分～
- 会議の場所
駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室
- 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（5名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸
- 欠席した委員(1名)
22番 北原 実
- 議事録署名委員
6番 小原 茂幸 8番 村上 英登
- 議事日程
日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について
報告事項 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午前10時25分

午前10時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第8回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長さん、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

きょうは午前中の会議ということでもありますけれども、上在地区のほうの視察研修があつて、あす、かっぱ祭りもありますので、午前中にさせていただきますので、よろしくお願いします。

昨日、赤穂カントリーの運営委員会があつて、また時間があれば井口委員さんより報告いただきたいというふうに思っていますが、非常に水稻のほうも進んでいて、作況指数でいうと102くらい、地域によって期首のほうは99っていうところもあるようですけれども、この地区は102ってというような話向きが出ています。カントリーのほうも早目に動く可能性ってというような話で、5日からってというような話も出ています。そんな点では、大分稲のほうも進んでいるっていう状況であります。

きょうは、いろいろ御相談を申し上げる件が協議会の中でもありますので、よろしくお願いします。

簡単ですけれども、一言ごあいさつにさせていただきますので、よろしくお願いします。

局長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を13番 宮澤辰夫委員、お願いします。

13番 (宮澤 辰夫君)

おはようございます。(一同「おはようございます」)

最近はつと気がついたことがありまして、実は、今までお葬式に行つてくると日本茶をくれたもんで、戸棚の中を見るといつも7つか8つ積み上がっておったんですが、「あれ。」と思ったときに、こここのところ半年ぐらい前に、いつものお茶が積んでないなあと思って見たんですけれども、それで気がついてみたら、最近はお茶じゃなくてコーヒーのドリップみたいなのが4つか5つ入っておつて、あつという間に終わっちゃうので、それなので日本茶を積み上げなくて済んでおつただけけれども、「ああ、こういう時代になってきたのかなあ。」と思ったんですけれども、このごろ農協のJAでもって担い手セミナーっていうのがあつて、そこでもって東京の青果市場の人が来て話をしてくれたんですけれども、「青果物っていうものは単価を下げても量は売れないよ。一つの

物品を単価で売りたいと思っても、利益をとることを考える時代が変わっている。」ということで、「もし足りなければ、あつという間に外国から品物が入ってきて、足りないからという時代ではない。」と、それで、「最近の青果物の会社の流れっていうのが、団塊の世代と言って昭和 23 年 24 年ころ生れた人たちが 60 歳の定年になって、その人たちの子どもが今度は会社の中枢に入る。」と、そういうことで「会社の中の考え方が少しずつ変わってきている。」と、それで、「そういうのが青果物にも出てきて、単価で稼ぐよりも、商品に手をかけて高く売るといような方法に変わりつつあって、それで、平成 21 年 22 年ころから、今まで停滞していた会社経営が右肩上がりに変わりつつある。その裏にあるのが若い今の団塊の世代の子どもさんたちが中枢になった会社の運営方針が変わってきているんじゃないか。」と、そういう話を聞きました。

私たちが農業をやっている、トラクターが大きくなった、コンバインが大きくなった、取り扱える面積が大きくなった、だけど、利益が増えてくるかなあって考えさせられたときに、「そうだなあ。そこら辺も俺らも考えていかなきゃいかんなあ。」と思って、それで、直売所の商品もそうだし、昔のお年寄りの人たちは何でも安ければ売れると思った時代があったけれども、最近、そういうものも、これから考えていく時代が出てきたかなあと、そういうふうに考えさせられている最近になります。

以上であります。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成 30 年 8 月 1 日付、告示第 5 号をもって招集した平成 30 年第 8 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

22 番 北原実委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 6 番 小原茂幸委員、8 番 村上英登委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
それでは議案書の1ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1件でございます。
場所につきましては2ページの左側をごらんください。
3-1で表示した場所になります。
中沢区、■■■■の北1筆1,028㎡になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
法3条2項に適合してございます。
以上1件について御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明をお願いします。

9番 (下島 琢郎君)
■■■■さんは中割でありますけれども、農地が下割でありますので、私のほうから御説明いたします。
塩澤委員さんと現場確認してあります。
■■■■さんは中割で、場所が下割ということで、離れているということで、耕作もなかなかできないといったようなことでありまして、たまたま、■■■■の■■■■さん、あちこち購入しておりますけれども、土地へ振興作物を中心に熱心に取り組んでおりますので、結構かと思えます。
以上です。

会長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第38号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

主 任

続いて、
議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
(出口 大悟君)
そうしましたら議案書の 3 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
合計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページの左側をごらんください。
5-1 で表示した場所になります。
北割、XXXXXXXXXXの北西 1 筆 1,731 m²になります。
3 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、建売住宅が 1 棟。
理由でございますが、譲受人は、第 1 種低層住居専用地域内の静観地であり建売住宅に最適であるため当地を取得したい、譲渡人は、生活資金に充てるため譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。
続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 4 ページ右側をごらんください。
5-2 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの西 2 筆 2,999 m²になります。
3 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、コンテナファーム施設と、それに伴う作業所、事務所。
理由でございますが、借借人は、当地が面積、土地形状、ライフラインなどの各条件が良好でコンテナファーム事業用地として適正であるため当地を使用したい、賃貸人は、高齢のため農地としての利用目的が難しく、当地を賃借して生活資金の足しとしたいため借借人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 3 種、近くにXXXXXXXXXXありということでございます。
続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 5 ページの左側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の南東 2 筆 562 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置き場。

理由でございますが、賃借人は、平成 27 年から隣接地の 12146-4 について資材置き場として利用していますが、事業拡大のため手狭となっており、当地を使用したい、賃貸人は、申請人からの要請及び農業規模縮小のため賃借人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上、合計 3 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

1 番から順次、地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1 番です。[REDACTED] さんの件では、[REDACTED] の東側のあたりに位置するんですけど、周辺は、いわゆる住宅街になっておりまして、[REDACTED] さんの両親も亡くなり、自分も農業を管理している時間がない、手間がないということで、一応、問題はないんだよなあと思っております。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

2 番については私の管轄ですんで私のほうから報告させていただきますが、この土地は、以前に太陽光発電をやるということで一度転用許可の出ている土地ですが、当初計画したが、地権者と折り合いがつかなくて、中座していて、それを新たに、[REDACTED] の [REDACTED] 君がコンテナファームっていう形でやるということですが、コンテナファームって言われてもわからない皆さんいるんで、大きなコンテナへもって行って中で保冷施設をつけてシイタケの栽培をやる、原木じゃなくて菌植のシイタケでもって温度管理をしてやるということで、既に静岡のほうでやっていて、その会社とも取引ということで計画をされています。と同時に事務所も当然必要ですんで、事務所もあわせて建設をするということで、コンテナファームでキノコ栽培ということで申請が出ていますんで、お願いします。

9 番 (下島 琢郎君)

3 番ですけれども、春日委員さんと現場確認しております。

それで、説明にありましたように、既に隣は資材置き場として使用しており

ますので、その隣になります。

それで、周辺関係者の同意もいただいておりますので、特に問題ないかと思
います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書 6 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせてい
ただきます。

まず公告年月日ですが、平成 30 年 9 月 1 日付の公告でございます。

期間終期別の細目につきましてははごらんをいただきまして、田んぼが 2 万
3,177 m²、貸し手が 9、借り手が 3 でございます。

(2) 番 (3) 番の表につきましてお目通しをいただきまして、7 ページに個
別の詳細が載っています。

始期につきましては、すべて平成 30 年 9 月 1 日から、権利等の内容につき
ましては御確認をください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの説明を求めませんが、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

を事務局で説明願います。

主任 (出口 大悟君)

続きまして9ページになりますが、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出がありましたので報告をさせていただきます。

場所は10ページの右側をごらんください。

報告事項-2で表示した場所になります。

■■■■■■■■■■の南西1筆3,079㎡のうち1㎡になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話の無線基地局が1棟。

理由でございますが、申請人は、通信エリア拡充のため無線局を設置したいというものでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

会長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

11番 (西村 功君)

今お話があったように、通信無線局ということで、高さが14.9mのコンクリート柱、用地としては1㎡ということになります。

それで、図面を見ていただいてわかるように、土地は■■■■■■■■■■ということで、ハウスが建っているんですが、ここも土地利用には支障のない土地の端のほうといいますか、そこに表示してある位置ということで、所有者も了解しておりますので、問題ないと思います。

会長 (堺澤 豊君)

この件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

なければ、報告事項ですので、説明のとおり御承知ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成30年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後10時25分 閉会